

一橋法學の七十五年

座談會

一橋法學の七十五年

出席者

司會者	田中誠二氏
來賓	加藤正治氏
"	松本正雄氏
"	塚田十一郎氏
大學側	久保岩太郎氏
"	田中和夫氏
"	町田實秀氏
"	吾妻光俊氏

大學側	田上穰治氏
"	大平善梧氏
"	植松正氏
"	吉永榮助氏
"	蓼沼謙一氏
"	市原昌三郎氏
"	細谷千博氏

法學科の變遷

田中(誠) まず法學のカリキュラムの變遷というようなことから伺いたいと思うのですが。

大平 一橋大學の前身は明治八年に生れた商法講習所ですが、當時は商業學ばかりでなく、一般にほとんど學問的な體系をなしていなかつたので、法律の方も大した講義も研究もなされてい

なかつたと想像されるわけです。明治二十年に高等商業學校が一橋に生れたときには尋常科と高等科とわかれておりまして、尋常科の方では法律の科目は「商律」というのがあり、高等科の方では「法律」そのほかに商業法制という意味よりはむしろ商業の一般制度でしょう、「商制」というのがあつたのです。しかし結局「法律」という一般的な一つの科目の名前で法律學をやつておつたよう

一橋論叢 第二十四卷 第四號

な状態が続いたわけですが。ところが明治二十九年に文部省から小山健三という人が校長になつて來られまして、この人がきわめて組織的な人であつたようで、八月に學制改革をやりまして、本科で法律科と稱えていたものを民法、商法、國際法の三つにわけました。南大の法律學はこの民法と商法と國際法學の三つが始めじやなかつたかと考えます。それから蓼沼君が調べてくれた明治四十年ごろの、高商時代のカリキュラムがここにあります。大體この時代に法律科の體系ができたのではないかと考えられます。法學通論、私法、破産法、商事行政法、國際法、それから専攻部の方で民法、商法、國際法、國法學、外交史、刑法というようなもので、一應の陣容は整つたと考えられるし、また當時南大の法律學の發展に貢献した多くの先輩がこの年代に奉職されているように思うのです。志田さん、中村さん、山口さん、美濃部さん、それから加藤正治さんも乾政彦さんも當時から關係されているように思います。

それから大正九年に東京商科大学に昇格

いたしました。この昇格は専攻部が大學になつたという意味のほかに、法律學的には非常に重大な意味があると思う。それは今までの高商時代から見ると、南大になつて一橋の法律學を盛んにしよう、生え抜きの人間をつくつて行こう、專屬の人たちをそこで育てあげようというわけで、非常に法律を盛んにするという機運が起つたと思う。そういう關係で南大に新しく入られた人は村上秀三郎、孫田秀春、岩田新、本間喜一というような人たちです。それから昭和六年に國立の方に大學が移りまして、この國立移轉とともに大分陣容がかわつていのように考えられます。それから昭和九年ごろに學科改正があつて、第一部、第二部、第三部とわけて第三部に、法律を置いて、法學科の獨立といふ機運ができた、こう考えられます。そして昭和二十四年に新制大學が発足しまして、法律の方は法學・社會學部の法學科というふうになり、今度新しく法學部の獨立を申請しているわけであります。

こう考えますと、結局一橋の法律學は、

商法講習所以來高商時代というのが續き、大正九年から南大に昇格して、南大法律學ということになつた。これは神田から國立の間、そして今度新しく新制大學としての法學が獨立して、ここに南大から今度は一橋大學の法學というふうになつて來る、ちやうど三つの段階があるように考えるのです。

保險と商法の志田先生

田中(誠) 塚田さんは志田先生の講義を聞かれたのです。

塚田 志田先生には特別に一年のときにプロゼミナールで一年間御指導をいただいたのです。そのときはたしかテリーの法律原論を教科書にして、志田先生はいつもプロゼミナールを家でお開きになつた。あと本科になつて講義を伺つたのはたしか保險學だつたように思うのですが。

田上 小日向が何處かにおられたようですね。

塚田 そうです。小日向臺町におられた。講義は特に私は特徴はなかつたように

思うのですが、ただ習う方からすると非常に樂だつたという感じですね。あまり分量もたくさん一日に進まなかつた。

田中(誠) とにかく志田先生というのは明治の商法學史では非常に大きな地位を占めておられたんじゃないかと思いますが、商法典をつくられたときに、岡野先生などが本式の制定起草委員で、その補助委員と



志田鉦太郎先生

して働かれた。それで志田先生を本學で招いて商法をやつていらつたということ、は、本學として非常によかつたんじゃないかと思うのです。たしか途中で支那へも行かれたようですね。

それから途中で實業界にも出られまして、教授をやめて安田火災の重役になられ、それからまた學校へ戻つて來られて、今度

一稿法學の七十五年

は講師として、商法ではなくて、保險論というような方をやられましたので、學問的には少し廣くなり過ぎたというような氣味があるんじゃないかと思うのです。で、東大の人たちとの關係は、ここにおられた關係もありまして、經濟學や商學の知識を分取入れて、純粹の法律學の人と對抗して議論されたようなこともありまして、たとえば建設利息の繰延勘定、あるいは創業費の繰延勘定というのがありますが、それは損失としないで、資産の部に計上しておいて、何年かのうちに償却する、ああいうことは志田先生はそういうやり方がいいということを言つておられたように思うのです。が、これに對し、相當はげしい反對説があつたのですが、とにかく今から見れば志田先生の方が正しかつたと思える場合があつたと思います。あとは明治の商法の歴史なんか非常に詳しいようで、いいものを書いておられて、明治の商法の歴史を調べるときに、あの先生の書かれたものが大分役立つように思いますけれども。

また晩年は御承知の通り明治大學の商學

部長から總長になられて、學校行政に當られても非常に手腕があられたのだらうと思います。それから千葉縣の一ノ宮に廣い屋敷を求められて、そこで商業學校も經營しておられるわけで、そういう經營の才能もあられた人だし、健康が非常にいい人ですね。

大平 志田さんが明治の商學部長をやつておられた時分、私は御殿場で豫科の野營の指導というような意味で廠舎へ泊つた折、やはり志田さんも明大の方を鼓舞するために泊られまして、一緒に話をされ、非常に商大の法學部の建設に對して熱意を持たれて、まことに感銘深く一夕を共にしたことがあるのです。

田中(誠) 志田先生が育てられた弟子の一人が村上秀三郎という人で、學校にも助教として來ておられましたが、途中でやめて辯護士になられた。後に明治に關係されて法學博士の學位をとられました。

志田先生の残された弟子のうちでは一番高弟であつて、あの人がずつと本學に在職しておられたならば、そういう點では大分

特色のあるものが出たのではないかと思うのです。なお志田先生と山口先生とは非常に仲がよくて、いろ／＼な點でお互いに協力しておられたようです。

書齋の人、青山衆司

田中(誠) 志田先生に次いで本學の商法の専任の教授となつて大いに骨折られたの



青山衆司先生

は青山衆司先生ですが、これは昇格の問題が起つたときに、中央大學教授をしておられたのを商大で招いて來たわけですが、青山先生としては官立大學ではあるし、中央から商大に移るといふことは非常にそのとき喜んでおられたような話を伺つております。青山先生は保険法が一番得意で、そのために留學もおもにイタリアでして、グイ

ヴァンチという有名な商海の大先生が保険法についての大きな本を書いているので、イタリア語を勉強されて、イタリアに主として滞在され、自分は頭の早い方ではないから、いろいろ各部門を廣くやることはそういう頭の早い人に任せておいて、ごく狭い地味な保険だけに集中してコツ／＼やるのだといふことを言つておられました。また世間に出ることを非常に嫌われて、ジャーナリズムに出ることはもちろんとして、ほかの大學にも一切こちらへ來られてからは關係されず、まったく純粹の書齋の人として、古い保険の本を丹念に讀んでおられましたし、また文獻を實によく集めておられました。ゼミナールの人なんかにもその集めた西洋のモノグラフィを丹念に讀ませて卒業論文を書かせておられました。

青山先生は養子に行かれたのですが、經濟的には恵まれておられたようで、新しい外國の本を十分にとつてコツ／＼と勉強しておられました。まあほんとうの地味な學者という方だつたと思います。健康はあまりよくないようでした。

大平 青山さんの講義を聞いた人は大分いるでしょうね。

町田 眠かつたね。

大平 聲が小さかつた。私は會社法を聞いたのですが、會社法の一つの大きな特色は、法人格を非常に強調されて、株式會社についての法人格の主張は普通やつておりますけれども、合名會社、合資會社にまで法人格の主張を徹底されました。その點むしろ田中耕太郎さんが、合資會社、合名會社は個人的な性格が入つていふところと、ところが特色だといふふうに言われているのに、反對に徹底して機關理論を貫かれたといふところがおもしろかつたと思います。さつき文獻の話が出ましたけれども、青山先生のところへ行つて一本やられた話があります。それは私がグロチウスの研究を學生のときにやりまして、そうしてちよいと學校に残つたとき先生に挨拶に行つたら、ギルケ文庫にグロチウスの本があるが、稀覯本だと君は言つてゐるが、あんなものはたくさんある、おれのところにもあるよと言つて、ラテン語の De jure belli ac

pacis を出されたのにはちよつと面喰らつたですよ。保険の方の研究でいろ／＼な本を集められており、一度は震災のときに焼かれたそうですね。それにもかかわらずあれだけの大きな文獻を集められたのは偉大なるものですね。

田中(誠) 書物を集めることは一種のマニアだつたかもしれませんね。だから専門に直接關係なくとも、古い本を集めて、それを手元に置いて見ているということが何ものにも換えがたい道楽だつたと思われますね。それから青山先生の弟子からは米谷隆三前教授が出られて、たいへん熱心に學校のためにやつてくれたのですけれども、終戦後教職追放の問題にかかつてやめられたことはまことに残念に思つております。

大平 あゝ青山さんの遺曆記念論文集『商法及び保険の研究』というのがやはり一つの商法の法律學のアルバイトになりましたね。

田中(誠) あれは昭和六年に出たものですが、商大ばかりでなく、全國的に商法關係の人が集まつて書いたもので、青山先生が

その方面でどのくらい皆にアプリシエートされているかということがよくわかるものだし、その當時出ました法學全集の中の『保險法の研究』という本が出ておりますが、これなんかは非常に立派な勞作が集まつておりまして、やはり保險法を勉強するのには今でもぜひ讀まなければならぬ本であつて、保險法の部門において明治以來のエキスパートであつたということは言えるだろうと思ひます。とにかく商法學のうちでもまた特別な部門である保險法に集中して、ほとんどほかの部門はやらぬ。もつとも商法總論とか商行為法とかについては簡単な著書がありますけれども、それはどちらかという先生としてはそう骨を折られた部門ではなくて、保險法に集中してやつておられた。ですから講義なんかでも手形法を全然やらぬとか……銀行へ行くときに不便だという非難さえあつたようです。

久保 私らのときが第一回だつた。會社法を聞いたのですが、あれは丹念なものだつたということが記憶に残つております。

塚田 私なども年代からすると確かに青山先生の講義は伺つてゐるはずですが、どうも總則を伺つたのか商行為を伺つたのか記憶が出て来ない。ただ講義は聲が非常に小さかつたために、あまり出席者がたくさんなかつたようでした。前の方に少し……、その連中がプリントか何か刷つてあとはやつてくれておつたような記憶があります。眠い講義の一種でした、確かに。

久保 それから先生は私のときに會社法のほかに商事法令をやつておられて、商標法を聴きました。

大平 商事法令が經濟法に發展したのですね。きわめて特色ある講義だつたわけですね。

大平 明治四十年、四十一年に商事行政法を美濃部さんがやられたようだね。

田上 小坂順造さんなんか習つた。

田中(誠) とにかく商法のうち保險法というのは専門家が少いせいもあるけれども、今でも青山先生の本は保險法ではやはり最高水準を持つてゐるんじゃないですか。

一橋論叢 第二十四卷 第四號

大平 停年後に、水戸へ引込まれても、青年教育などにも關係して、死ぬまで地方の文化のために盡力されたようですね。

田中(誠) なお青山先生の蔵書というのは今學校の圖書館に一部でしよすが寄贈されて、青山文庫というのがあつて、保險法については相當の役に立つていゝと思ひますね。

中村進年——七博士事件、その學風、その生活、その講義

大平 中村さんは明治二十七年に東大を出られて大學院に入られたのですけれども、二十九年からこちらの講師になつていられ、そうして三十年に學習院の教授になつておられた。その間に例の日露戦争で七博士事件というのが起つてゐるわけです。七博士は中村さんから聞いて確實なところは戸水寛人、寺尾亨、金井延、富井成章、松崎藏之助、小野塚喜平次、それに中村進年先生の七人、これが七博士なんです。富井、松崎、小野塚というのが途中でやめて、高橋作衛、建部遯吾、岡田朝太郎、この三人

が加わつて近衛篤磨公を中心に外交問題の研究をやつた。そうして日露開戦を主張し、その後に講和條約になつてからはボイツマス條約反對上奏をやつて、學習院の教授を棒に振つて、その退職金で一ノ宮に別荘を買つて、そこへ蟄居せられ、三十九年に商大に拾われた。

田中(誠) 退職金を貰つたのですか。懲戒免官になつたと聞いたが……。

大平 そのことは中村さんに聞いたので、間違ひない。中村さんが亡くなつたときに、宮内省へ一つ位を上げてもらいたいというやうな話に行つたときに、やめたときには相當の待遇をしておつたから、學習院の關係から切れていゝと言つた。そのときやはり退職金を出したのですね。それから先生は政治に口を出すのはごめんだ、學校の先生が一番いいということを口ぐせに行つておられました。

田中(誠) 學風なんかどうです。講義の様子とか、あるいは學問的な特徴というやうなこと……。

大平 先生は、末岡精一という博士、國

法學では相當偉かつたと思うのですが、その人からまず主權理論というやうなものを習われたと思うのですが、本來は憲法に行かれる人じやなかつたかと思うのです。ところが實兄の前田盛江という人が亡くなりまして、その人が外交のことを非常に研究して、ちようど明治二十五年に例の千鳥艦とラベンナ號の衝突事件が起つて、その問題で國論が沸騰したことがあつたのですが、中村さんが前田盛江さんの志を繼いで國際法に移つた。明治三十年からドイツ、フランスに三ヶ年留學されておりますが、その間ハイデルベルヒでイエリネック博士に就かれた。そのときの印象が非常によかつたらしいのであつた。その前の河がネッカーというので、先生の號が熱河という號で、いろいろ隨筆も書かれたやうです。そんなわけで先生の國際法の特徴は大膽的な理論派だつたのですね。だから高橋さんや立さんが英米流の先例を尊重するやうな實證的な傾向と學風が相對立してゐたと思うのです。それでリストの本の翻譯をしたり、ロシアのマルチンスの翻譯をやられたので、

リストの方は抄譯ですけれども、當時一流の本を日本に紹介されたわけで、少くとも明治時代における日本の國際法學界の第一線に立つて活躍されたということは言えると思うのです。ずっと後になって昭和の初めころに毎月商大の法律の會があつて、何という名前でしたか、一橋法曹會と言つていましたかね……。



中村進午先生

町田 そう言つたこともある。初めは名前はないなかつた。

大平 毎月中村進午先生の指定でうまい飯を食わせる店に行きまして、おもしろい話を聞き、御馳走になつたですね。

田中(誠) 非常に料理屋のいいところを知つておられましたね。うまい物を比較的に安く食わせる、そうして静かな話もできる

一橋法學の七十五年

というところを非常によく知つて、それが一ヶ所や二ヶ所で種が盡きてしまふのではなくて、實に豊富なんだ。一年中、春夏秋冬移り歩いても決して種が盡きない。

町田 みな一流のところでしたね。

田中(誠) 先生の類でいい部屋もとれて、愉快に話ができただけです。そうして話題が實に豊富で、ニーマアがあり、またときに痛烈な皮肉があるし、世間學というものをわれわれは大いに學んだですね。ちょうどあの洒落はまねができない。

大平 「蛙の腸」と「天に口なし」という本がある。

田中(誠) それは何年ごろの本ですか。

大平 「蛙の腸」は大正二年、「天に口なし」は大正十年ですね。先生のところには錦繪が相當あるので、それから和本が非常にあつた。それで吉田良三さんが領事科出身らしいので、最後まで恩師として師事されたのだけれども、先生からいい錦繪を貰つて非常に喜ばれたという評判がありましたね。

田中(誠) そういう蒐集家だつたのです

か。つまり高橋誠一郎さんとか……。

大平 あれよりもつと風流なやつですね。(笑聲)

塚田 先生は何年ごろまで大學で講義しておられたのですか。

大平 中村さんは非常に後までやられました。昭和十三年三月までやつて、翌十四年の十月二十一日に七十才で亡くなられたのです。

塚田 では私も講義を伺つた方なんだな。

大平 講義はもちろんわれわれ晩年に聞いたのですけれども、本などはない、非常に詳しいものでした。

塚田 中村先生には本がありましたね。しかし本とは全然違ふことを講義では喋つていられた。講義は非常におもしろかつたように……。

大平 特に法學通論はおもしろかつたですよ。名講義でした。

田中(誠) どういう意味で名講義なの？法學通論という本があることは私も知つていて、讀んだことがあります……。

一橋論叢 第二十四卷 第四號

大平 あれは普通ですが、中に出て来るエピソードがおもしろいのですよ。概念法の分析を悪く言うのに、ズボンをはいたときに畢丸が左の方に行くか、右の方に行くかということは、これは左に行く方が右に行く方が、そのときの勝手じゃないか……。(笑聲)

町田 酒一升到水一升混ぜたら酒か水か、これは宿題だと、とうとう先生から解答を聞かなかつたけれども……。

田中(誠) それは法學通論なの？

町田 そう。あとで考えれば、何パーセント以上アルコールがあつたら酒とするかというようになるのかもしれないがね。

大平 とにかく酒落の名人だな。

町田 あの酒落はとつきの思いつきでなくて、先生はたえず考へていて、手帳に始終書いておられた。それをちよつと見たことがある。(笑聲) 新しいのを始終補充している。

大平 温泉が非常に好きで、週末旅行は必ずされましたね。そうして必ず繪がき

を寄越された。たいてい一週間に一回位繪がきをもらつた。

塚田 中村先生は新潟縣の高田の方で、高田に知命堂病院という醫者の家がある、その家から學費を出してもらつて學校へ行かれた、醫者になるはずだつたのが醫者にならなかつたために、家には行かれなかつたという話を私ども聞いているのですが。

大平 中村家は貧乏であつたので、それはほんとうのようですね。ドイツ語を勉強されたのもその爲めでしょう。

田中(誠) ドイツ語は得意だつたのですね。それから商大以外の私立大學の講義を非常にたくさん持つておられるのが特徴でした。

大平 東京の學校で關係されない學校はない……。その中でも日本大學、早稻田大學、拓殖大學……。

田上 上智。

大平 日本女子大。

田中(誠) 日本女子大では民法、ことに親族、相續をやつておられたと見えて、女子の地位とか、親族法關係の本が一冊あり

ますね。

大平 「法制上の女子」が大正十一年にあります。

田中(誠) あれが日本女子大學で教えたことの一つの現われでしょうね。早稻田あたりでもずいぶん發言權があつたようで、中村先生の家へ訪ねて行くと早稻田の人が訪ねて來ていましたね。

大平 早稻田、日本、拓殖には發言權があつた。

田上 上智だつて學部長をやつておられた。しかしそういう名前があつても、專制的なところはなく、威張るやつは大嫌いだといつておられた。

大平 先生はそういう點は偉かつた。旅行などをして、普通の職員と同じように床をとつて、別の部屋に行かれぬ。

田中(誠) いわゆるボスのところがないかつた。

大平 そのくせ負けず嫌いで、碁を打つても……。

田中(誠) 碁といえば、吾妻君、ときどき相手をしておられたようですが、どのく

らしい強さだつた？

吾妻 六目くらいでしたね。非常にさつぱりした基風でした。ねち／＼したところがない。

大平 たくさんの學校に關係されたから、三月になると、試験の答案でたいへんなんだ。決して助手に頼まないで、自分でやる。だから胃潰瘍は必ず四月に起る。

吉永 試験のときの監視が非常に緩やかだということで、非常にたくさんの人が講義を聞いた。ところが私どものときに、電車の中で、先生の試験は監視が緩くて樂だと喋つた者がいまして、先生激怒されました、教場へ来て吾々に訓戒された。そのときにたしか採點が非常に辛くて、意外な結果をもたらした。その翌年になりますと俄然減りまして、前の人數と比べると格段の差となつた。ところが先生は依然として温厚な顔で講義されていた。〔加藤氏出席〕

ボート・チャンの志田と

中村の俳句

田中(誠) 志田先生、青山先生、中村先

一橋法學の七十五年

生について、加藤先生、ひとつ思い出話で
もおありになれば……。

加藤 志田君はわれわれより先輩です。

私より二、三年前に卒業した。私が卒業したのは明治三十年です。高等學校——そのころ高等中學といつたのですが、高等中學校時代に木下廣次さんが助教教授だつた。高等中學は五年制度であつたもので、相當長い。私もが入つたころ志田君が先輩であつたのですが、當時ボートレー

中村進午君の方は志田君より學校は少し早かつたと思います。東大の卒業で……。

大平 明治二十七年ですね。

スが非常に流行りまして、高等中學とそれから商科大學、つまり當時の高等商業と兩方が對立して、これが一番強いので、毎年隅田川でボートのレースをやることになつておつた。そのころ志田君が高等學校の方のチャンピオンでした。何番を漕いでいたのか、そこはちよつと覚えていませんけれども、とにかくいい體でチャンピオンであつた。それが高等學校時代で、それから後に私が明治三十年に大學を出て、そうして

加藤 志田君はそれでは同じ年かな。中村君は高等學校時代の俊才で、名前がよく通つておりまして、何とかいう高等學校の雑誌が出ておりましたが、それなどにすでに學術的な論文を出しておつたような氣がします。それから西洋へ留學されたときのことは、私は明治三十二年の暮に發つて行つて、明治三十三年の二月にハイデルベルヒへ行つたときに、中村君はフライブルクに留學された。

すぐに九月から法典調査會の起草委員の補助になつたときに、ちよつと商法の起草をしておられるときで、商法の起草委員は梅

田中(誠) 中村先生はハイデルベルヒの河がたいへん氣に入つて、それ以來熱河というハイデルベルヒの河の名前をとつて號と

一橋論叢 第二十四卷 第四號

したという話がさつき出たのですが……。
加藤 あるいはそうかもしれないですね。
 だから、ハイデルベルヒにいたかもしれない
 せん。私が行つたときはフライブルクの方
 に行つていました。

田中(試) ドイツでは年代は同じでも御
 一緒の場所にいらつしやつたことはないの
 ですね。

加藤 同じ場所にはいませんでした。そ
 のころはよく美濃部君なども、むろんまだ
 日本には繪はがきというものがなかつた時
 代ですが、向うでは繪はがきがいへんあ
 るものですから、繪はがきを始終やりとり
 して楽しんでおられたりしたことを知つて
 おります。それくらのいもので、それから
 こつちは日本へ歸つて來てからの話です
 が、日本へ歸つて來てからは早稻田が主じ
 やなかつたか、どこがおもだつたわけでは
 ないか。

大平 商大が本官ですが、どうも早稻田
 の先生と考えられたい早稻田とは關係
 が深かつたです。

加藤 そうでしょうね。それで、これは

いまの俳句の話になりますが、ベルリンで
 俳句の會ができたのです。巖谷小波が明治
 三十三年にベルリンの東洋語學校の日本語
 の教師として赴任して來て、そこで水野廣
 吉という書記官、それから倉知鐵吉がおつ
 て、それなどが俳句の會をやつて「白人會」
 と名づけた。それは素人という意味もあ
 り、それから伯林の伯を二つにわけて、そ
 こで白人會。おもにそのころの熱心家は巖
 谷君で、それから水野廣吉は號を醉香とい
 つて、これは前から筑波會の俳人としてや
 つておつたので、それと巖谷君が結びつい
 てそういう會をやつたので、美濃部とか清
 水澄とか、それから中村進午君もその仲間
 へ入つておつたと思います。そのときにそ
 の熱河という號ができたのではないか。そ
 れでベルリンにおもになかつたけれど
 も、始終はがきのやりとりをしていますか
 ら、句をやりとりしたと思います。それで
 歸朝後そういう仲間が、巖谷君が日本へ歸
 つて來たものだから、その白人會を日本
 へ移して、日本でその會をやつて、仁井田
 益太郎君も出たのですが、そんなことを覺

えております。

田中(誠) 中村先生の俳句というのはど
 んなものでした。

加藤 巖谷君の追悼句集として、『白人
 集』という本をこしらえましたので、それ
 に載つてゐる句を御紹介しましょう。

占領の山の何れも初日かな 熱河

茲に二年梅なき春の恨かな 古泉

古泉は美濃部君の號です。

加藤 それから青山君は志田君の弟です
 から、何年に大學を出ましたか。

田中(誠) たしか松本蒸治先生と同期の
 ように何つてゐるのですが……。

加藤 そうでしたか。一年くらいは前だ
 つたかとも思いますね。しかしそう言つて
 はたいへん失禮だけれども、青山君は大學
 卒業の成績はあまりよくなかつたのです。

あのころはみな點數でつけておりますか
 ら、順番がちゃんとしまつていて、學校の
 一覽に載つてゐるのがその成績順です。

大平 青山さんが文學や歴史に凝つたと
 いう話があつて、それで成績が悪いのだ、
 エジプトの歴史を研究したのだというよう

た話がありますね。

加藤 あるいはそんなことかもしれないですね。

国際私法の權威、山口弘一

田中(誠) 次に山口先生の話に移りましょう。

加藤 私は留學時代にドイツからパリに



山口弘一先生

行つたのですが、山口君はおもにパリで勉強しておつたんじゃないか。國際私法で國際的な學問ですから、パリにおもにいたのだと思う。私が行つた當時の山口君の態度は、洋服もフランスでつくられたいい洋服を着たりして、パリジャンというか、後の山口君の態度よりはよほどハイカラでした。よくパリに行つて山口君に案内しても

らつて、方々を見て歩いたことを覚えておられます。

久保 ライブチツの圖書館で勉強されたということが記録にあつたと思うのです……。

加藤 まあフランスで勉強されたのですね。

田中(誠) 最初はドイツ協會學校を出られてドイツ語の先生をしておられた。

加藤 そう……。そういうことを言えば、初めはドイツ語でしたね。それですから、ロエスレルがいたころ、ロエスレルは日本の商法を立案したのですけれども、ほんとうは法律顧問として日本政府が招聘したのですね。もつとも當時は外人を頼むと何もかもその人に聞くようなわけで、ロエスレルがそういうふうなドイツ流の法律顧問として雇われて來たので、山口君がロエスレルのところへ始終内閣の使いに行つたものです。

久保 内閣翻譯官でしたかね。

加藤 そうして後に今言われた國際私法で留學を命ぜられたわけですね。

久保 先生は初めは大學南校へ入られた。

初めはお醫者さんになるつもりであつたらしいのですが、それからかわつてドイツ語協會に入られて、そこを卒業されて内閣の翻譯官になられて、それから外國語學校のドイツ語の先生になられた。その當時だろうと思いますが、梅先生のころへ若い法律の連中が澤山押しかけて行つて勝手な議論をしたものだそうです。梅先生の紹介で法政かどこかで初めて法律の講義をされた。その講義は中立論で……。

ちようどそのころすでに名をなしておつた中村先生から中立先生という名前を頂戴したという話を聞きましたが、それはそれとしまして、外國語學校のドイツ語の先生から陸軍教授になられた。どつちが先だつたかちよつと忘れましたが、それから學習院の教授になられて、國際私法を研究するということで洋行された。それがちようど三十三年でした。その洋行する前に國際私法研究の成果として「國際私法提要」を出されました。その校正中途で出かけられた。校正には平沼騏一郎氏が關係してい

一橋論叢 第二十四卷 第四號

ます。洋行から歸つて來られたのは多分三十六年くらいじゃないかと思ひます。それから學習院におそらくおられたのだらうと思ひます。ところが學習院に大學ができぬことになりましたので、當時の高等商業の方に轉じて來たのだというふうなお話を聞きました。それからずつと商大で講義をされておりました。先生のやられた學科は專攻部で商法の手形法とか、その他民法關係の物權法の講義もあつたと思ひますが、いろ／＼なものをやつておられたようです。しかし専門の方は勿論國際私法で、國際私法をずつとやられ、かたわらあれこれをやられ、またドイツ語の講義も擔當されておりました。私もドイツ語を先生に教わつた一人です。

田中(誠) 山口先生の講義の印象とか、人柄の印象など。

吉永 私の講義を聞いたときは、停年退職後の講師のときで、講義されるときに非常に考えながらされるので、ちよつと一言言われてノートをとつていると、さつぱり後が續かない。ポツンと言われる。ハツと

して書き出すというふうな調子で、非常に慎重な講義をされました。もう一つ覺えているのは、大學の先生のノートはたいへん嚴めしいようなのに、山口先生のノートは夜店で賣つていゝような實にぼけた小さな妙なノートで、それをポケットから出して講義されていました。

大平 ノートは小さかつたよ。

久保 豆帳だな。ところが豆帳ができたのはよほど後ですね。私のときは大きいノートです。私の聞いたのは大正九年と十一年の二回で、そのころは普通の大きい帳面です。で、先生どういふことを書いておられるか、ちよつと古い先生のノートを調べてみますと、鉛筆で書いてあるもの、ペンで書いてあるもの、墨で書いてあるもの、いろ／＼で、そうして文章もなか／＼流麗とはゆかないです。

大平 一橋論叢の原稿が何か校正したが、先生の原稿もわからぬのだ。

久保 あれは先生が自分で考へて問題になつたところだけポツン／＼と書く。だから普通の人が言うようなことを言われてな

いので、飛躍があつてうまく連絡ができな。あれは先生はちゃんと自分では連絡がついている。自分の問題にしたところだけしか書かれないのが特徴です。

田中(誠) 山口先生には私もお世話になりましたが、非常に學問的に熱心な方で、何でも自分に疑問が起るとか、資料が確かでないというときには、一々それ／＼の得意だと思はれるところに聞いてよこされる。途中で會つても聞かれますし、私は市内にそのころ住んでおりましたが、いついかなる時期にも山口先生から電話がかかつて來まして、これはこうだと思ふけれどもどうか、この事柄は君はどう思ふかというふうなことをよく聞かれるので、私は熱心なのに驚歎しましたけれども、それを一々調べて應待するので、相當骨が折れると思つたことがあります。そういうことは晩年に至るまで熱心でございましたね。

大平 漱石と仲がよくて、漱石の坊ちゃん的なところがある。

久保 漱石のことを一橋新聞に一遍書いておられましたね。

田中(誠) 非常に短氣だということは自分も認めておられたようですね。

久保 しかし間違に氣付いたら、じき後で悪かつたと頭を下げられます。

田中(誠) 非常にさつぱりした人で、内に籠つたところがない。

田中(誠) それからもう一つ私が山口先生について驚歎して、學問の道は恐ろしいと思つたことは、一つのことの結論を出すために非常に考えておられまして、日本國際私法論を書かれるときに私は校正したりお手傳いしたことがあります、一行の文字を書くときに實にあらゆることを考えておられるので、ちようど名人が碁を打つときに、一つの手を打つのに何時間も考えて打つ、それは素人の打つた手と結論においては同じこともあるけれども、そこへ至るまでにあらゆる變化を見て、それに對するあらゆる手段を考えて結論を下している、實際そういうことを感じたことがあります。ですから日本國際私法論というのはいつまでも残る珠玉の文字というように、感じたので、私も非常に参考になつたと思ひます。

久保 初めて讀んだら何もわからぬのですね。ところが研究してこつちが困つて、それで今度開いてみるとちやんと書いてある。やはり玄人向ですね。非常に困つてぶつかつたら味がある。ほんとに苦勞された本ですね。それがこのごろ大分わかりました。山口先生の本をずっと讀んで日本の國際私法との關係を見ますと、從來の日本の國際私法というのはフランス法系ですね。これに對してドイツ法系の考え方の非常に強く出ているのが山口先生です。三十三年に初めて出された國際私法提要がドイツ法系で、あれが日本の國際私法に對する最初のドイツ法學の輸入ですが、あれを讀んでみますと、その當時までだけでなく、やはり相當自分の考えが入つています。それから四十三年に出ました日本國際私法論、あれは三百五十ページばかりの小さい本ですけども、非常に勞作だと思ひます。それで先生のは自分の獨創的なところが非常に多い。ちよつと人に受入れられないが、それは自分でよく考えて書いたものですから……

……それから先生は専門の國際私法のほかに親族相續をやられた。あの親族相續は著書になつておりませんから問題になつておりませんけれども、講義を見ますと支那のことをよく調べて書いてある。たいてい法律はフランスとかドイツとかあつちの方から來ているのですけれども、ドイツ・フランスばかりではなく、支那のことがたくさん入つてゐる。あの先生の藏書を見てもわかるように、漢書を好んで讀まれておりましたから、その影響だと思ひます。

田中(誠) 山口先生の藏書も商大に一部分山口文庫として残つておりますね。

久保 歐文は全部圖書館に寄贈された。二千部位あるんじゃないかと思ひます。國際私法ではあのくらいまとまつてゐるのはほかにちよつと少いだらうと思ひますね。

田中(誠) とにかく國際私法というのは専門家が少いせいもあるでしょうけれども、日本の國際私法の權威というのは山田三良、跡部定次郎の二人の先生と並んで日本の三先生と言われて、どういふ場合にも國際私法には引用されておりますね。

一橋論叢 第二十四卷 第四號

久保 ほかの先生は總則が詳しく、民法、商法の點が手薄なんです。ところが先生は總則はあまり詳しくありませんで、民法、商法、特に民法の點で非常に丹念に外國法をよく調べて、エジプトがどうなっているとか、モンテネグロがどうなっているとか、いうことまでよく調べて……。

田中(誠) 比較法が非常に熱心で、また得意でおられて、あの本によく引いてある。それといまの國際民法、國際商法といううな、國際私法のいわば準據法を具體的に決定する方面が非常に特長だったですね。總論的な部分よりも……。

加藤 私から山口君のことについて補いをちよつと言うと、ロエスレルとの關係ですが、ロエスレルのところへ始終山口君が翻譯官のように行つたのは、當時内閣の憲法の立案の時代ですね。ですからロエスレルに憲法立案のためにこういう問題はどうかという疑問になつた點を山口君を解して質問に行かせたわけです。そうしてそれを持つて來て内閣へ報告しては、その中間に立つて憲法立案のためにも當時から携つた

ことがあるのです。そのことは私の「破産法研究」の第一卷にロエスレルのことを書いておきました。それは山口君と立君と私と三人が郊外散歩に出まして、目黒かどこかに栗飯が何か食ひに行つたことがある。そのときに山口君からよく憲法立案の事情を聞いたのです。それから商法の問題では共同海損の問題などについてロエスレルに尋ねたことがあつて、ロエスレルが誤つて答えをしたことがあつたので、ロエスレルがその答えを後に訂したことがあつたといううような話もありました。

久保 そのときは、先生が二十二、三才ですね。

加藤 そんなものです。

田中(誠) そうすると、山口先生と立先生とは非常に仲がよかつたようですね。

加藤 そうです。

田中(誠) バリは一緒だったのですか。

加藤 バリに一緒でした。

田中(誠) 始終立先生の話をしておられて、どつちかという、山田先生より立先生と懇意のようでしたね。

國會人としての一経験

田中(誠) ではお話中ですけれども、塚田君が歸られなくてはならないそうですから、山口先生に關係したことでも、あるいはほかのことでも、一橋大學の法學部の話でもお歸りになる前に話しておいていただきたいと思うのです。

塚田 それではたいへん失禮ですけれども……、山口先生については全然記憶がないのです。講義も受けたことはないのに、全然印象にございません。あとここに名簿を頂戴している先生方で私がお習ひした記憶のあるのは三濱先生に物權法のうち特に擔保物權法をお習ひした記憶を持つております。ことにその中で例の賣渡抵當などは非常に熱心に先生がおやりになつておつたように記憶しております。草野先生からは刑法をお習ひいたしました。その時分はたしか講師でおいでになつたんじゃないかと思ひます。草野先生の講義の中では「共犯の從屬性」とか「死刑論」とかいうようなものを特に熱心に先生は御講義になつたの

で、私がその後文官試験を受けましたときにそういうのが試験にたま／＼出て、非常に利益した記憶を持つております。岩田先生には民法總則と債權法をお習いしたように記憶しております。岩田先生の講義では例の「事情變更の原則」というのがはつきり記憶に残つております。孫田先生には豫科のときに法學通論をお習いした。本科へ行きまして物權法のうち擔保物權法を除いた他の部分をお習いしましたが、孫田先生の講義については特に強く印象に残つてゐる點は今ごさいません。あと大體法律全體の部分は本日司會していただける田中先生に非常に御薫陶いただいたのでありまして、先生には大學では海商法をお習いしたのでありますが、二年から田中先生のゼミナールを中途から御迷惑でしたけれども教えていただきました。たしかレーマンの商法の……。

田中(誠) レーマンでしたね。

塚田 それなども教科書を使って指導していただいて、卒業論文までいろいろお世話いただきまして、卒業論文には議決權株

一橋法學の七十五年

というようなことを書いた記憶を持つております。そんなぐあいでは學校を出たものから、商學士の號はいただいて出たものですけれども、私自身はレッテルは商學士で中身は法學士だというような氣持で、商學士のことはあまりよくも知りもしませんでしたが、しかし實際に商科大學で法律を習つて出てみますと、やはり非常な特色があると考えてゐるわけでありまして。ことに今は辯護士、計理士、稅務代理士をやつておりますが、國會なんかでは稅法の問題をやるというやうなときになると、やはり商大で法律を習つたということが非常に意味があると思われれるのであります。ただ大學で法律ばかりやられたのと、私のように商學と法律と兩方やつた者との差はそういうところに出て來るんじゃないかと考えております。これから先の見透しにしましても、おそらくこれらは稅法の問題が訴訟の面にもたくさん問題になつて來るんじゃないかと思ふのですが、そういう時代になると商大で法學を專攻したということが非常に實際社會で役立つ面が出て來るんじゃないかと

考へてゐるのです。これからの新しい一橋大學の行き方はどういふようになるのか知りませんが、そういう意味の一橋大學の法學の特長は今後も十分尊重し、一層生かして發展させていただくということが非常に意味があるんじゃないかと考へてゐるわけです。〔塚田氏退席〕

破産法の加藤博士

—そのころの傳給—

大平 加藤先生はいつから商大に……。

加藤 それでは私のことを言いますと、私は明治三十六年の十月二十二日から講義を始めた。一週一時間ずつの講義で、月に四回行くわけですね。學期が今は四月から始まるのですが、當時は九月から始まつて六月に終るといふことでした。

田中(誠) それ以後ずつと終りまで續けて來ていらしたつたのですね。

加藤 そうです。

田中(誠) 先生は二回目の教授洋行といふのはなされたのですか。

加藤 私は始終言われたのですけれど

も、つい行かなくなつたのです。

田中(誠) それだから續けてずつとやられたわけですね。

加藤 ずつと續いてやつてのですが、當時は破産法は選擇でなくて、必修だつたものですから、それで試験を受けた受験生が明治三十八年の日記によると二百一名です。當時追試験があつて、また九月になつ



加藤正治先生

て試験をした者もあるのですから、當時の學校の生徒全體として二百名を越して、二百二十名か、そのくらいの程度の學校の生徒の數ではなかつたかと思うのです。いつから選擇になりましたかよく覚えておりませんが、ほかの科目もふえて來たし、破産法というのは特殊のもので、そう必修にしておく必要もないということだつた

のでしよう。それで選擇になつたわけですから。それで昭和五年の九月から國立に學校が移ることになりまして、こつちからずいぶん遠距離を通つて行くので、ちよつと一日がかりのようになるものですから、非常に困難しておつたので、なるだけ、御辭退したいということを言つておつたのですけれども、藤本君あたりがそんなことを言わずにぜひやつてくれと言われたものですから、延び／＼になつていて、昭和九年四月十八日に正式にやめたことになつたのです。そのときに事務官の黒川善一という人がわざ／＼訪ねられて、長い間破産法の講義をしてくださつてありがたかつたというような禮を言われました。

俸給のことを申し上げてはどうかと思いますが、お話ししてみますと、明治三十六年十月から講義を始めたのですが、教授になつたわけではなく、高等商業學校の講師になつたので、終いまで講師でおつたわけですから。當時他の私立にも少し出たことがありますがすけれども、他の學校はみな時間給で、車代をくれたものです。二時間講義をする

のが普通で、その二時間の車代が五圓というのが普通であつたので、休めばもう車代を出さぬ。つまりまったく時間給のようなふうで出すのが私立などの學校の講師の待遇でした。高等商業では他の學校とは違つて私は年俸百二十圓という辭令を受取つてゐるわけです。

田中(誠) それが明治三十六年のときですね。

加藤 最初です。それは一月十圓である。それで四回行く。一時間が二圓五十錢に當るわけですね。他の私立大學はいずれも二時間で五圓ずつの車代を出すというのが一般の通則で、それに準じて、一時間ずつ四回行くから十圓ということでした。これが初めて、その年の十二月に百五十圓に増額になりました。これは車代と違つて年俸ですから、たとえば病氣で休むとかいうことになつても、それだけのものは一ヶ月分としてくれるわけになつていました。それからそれですつと來て、大正九年九月にそれが増俸になつて三百圓になりました。それでずつと昭和九年まで三百圓という状態

でした。それから黒川さんがうちに禮に來られたときに、講師ですから七十五圓のお禮をいただきました。

田中(誠) まつたく恐縮です。(笑聲)

加藤 當時財政に困つたのでしよう。そういうことで、私が初めて學校へ關係しましたときは學長が松崎藏之助さんのときだったかと思ひます。



美濃部達吉先生

それから私の外國留學中、本學の教授連中でその當時同じく留學しておつて、ベルリンなどにおつたのが關一君、津村秀松君、それから瀧本美夫君もやはりそのころおられました。それからグッチンゲンにいたのが保險の石川文吾君で、お訪ねしたことがありました。パリに山口君というわけですが、私と同時に留學しておつた方はもう

一人もいないわけですね。(松本氏出席)

美濃部先生の講義振り

田中(誠) 美濃部先生についてひとつ田上君から……。

田上 美濃部先生は明治三十年、加藤先生などと御同期で東京帝國大學を卒業されまして、一橋の方は明治三十六年、最初の留學から歸つて來られた直後、十月に東京高等商業學校の教授を兼任されまして、爾來ずつと引續いて大正九年に東京商科大学になりましとときに兼任の東京商科大学教授になられまして、昭和九年三月、停年で東京大學と商大と兩方退官されるまで、憲法、行政法を擔當しておられました。そのち一年間講師として國立で講義をされた。それが先生と學校との關係のごく簡単なことなのでありますが、加藤先生あたりからもう少しお話を伺えればと思ひます。

加藤 一般的なことを言えはいくらでもありますけれども、學校との關係のことは、關一君あたりと一緒にベルリンにいましたから、美濃部君は關君と心易かつたよう

です。それで關君から美濃部君は引張られてずつと來たわけじゃないかと思ひますがね。美濃部君は非常に頭のいい人で、文章を書くのが非常に速者で早いし、講義などもよく原稿を忘れて來て、原稿を持たずに原稿を持つてゐるやうに講義をしたというやうなことがあります。

大平 憲法でも行政法でも、本がなくて目をつぶつて一字一句違わんで本の通り講義される。ところがその講義の方法を田上君が受續いでいる。(笑聲)

吉永 私が一番最後に講義を聞いたのだらうと思ひますけれども、そのときは憲法の方は必修科目で多くの人が聽いてゐましたが、選擇課目の行政法はたいへん聽く人が少うございまして、朝早い時間なものですから、多くて七人くらい。少いときは二人か三人くらいときもございました。けれども、先生はちつとも變らない調子で講義をなさいました。目をつぶつておられるから何人聞いていてもあまりおわかりにならないかつたんじゃないかと思ひますが、そのとき少人数に拘らず非常に熱心に講義さ

れだものですから、私どもごく少數の五、六人で先生と一緒に食事をしようということになり、先生にお願いしました所快諾されました、そのあとでどうも五、六人では惜しいから揭示を出してみようというので、それでも精々十人か十五人くらいのこところと思つたのですが、意外にも揭示を出しましたら四、五十人参りました職員食堂

した、歸るときに、それではまた試験場でお目にかかりますと言つて、ドアのところでお辭儀をされてお歸りになつた様子を今でも思い出すのですが、その翌日ですか、議會で一身上の辨明を試みて、例の天皇機關説の議論の沸騰させる原因となり、以後無謀の暴力から先生自身の身體をも保護される必要が生じ學校にて御目にかゝれなくなつたのです。

後進を育てた三瀧先生

三瀧信三先生



田中(誠) では次に三瀧信三先生のお話を願ひたいのですが、松本さん、どうです。

松本 三瀧先生は豫科のときに物權法、大正十二年でしたが、それから特別講義で借地借家法、特に震災後大分問題になつたので、特別講座が開かれて、それも私開いたのですが、當時としてはあまり興味もなかつたのですけれども、非常にわかりやすい講義で、實務を扱うようになつてからたいへん便益したことが多くございました。講義を離れている／＼なことをお話なさつたことが印象に残るのですが、あの方はド

イツ協會か何か御卒業になつたのですね。それで醫者になろうと思つたけれども、一人々々治すよりも國家の醫者になろうと思つて法律をやるようになったということ言つておられた。ごく御熱心なまじめな先生で、基礎知識を教えていただいたことを非常にありがたく思つております。

田中(誠) 商大というものに對して非常に好意をもつて熱心に考へておられましたね。

犬平 大體孫田さんの社會法の方は別として、どうも民法の體系は三瀧さんからですね。

松本 そんなようでしたね。

田中(誠) 民法の特別講義はほんとうは普通のコースに入つてないようですけれども、そこで契約各論と擔保物權をやつておられましたが、選擇であるにもかかわらず、非常に數も多かつたし、熱心にやつておられて、學生は満足しておりましたね。それから司法科試験を受ける學生が座談會を開きますと、熱心に出て來て／＼な話をしてくださつたものです。私も一、二度出

ておりまして、非常に熱心だなと思つたことがありました。

松本 一橋の法學の發展のために非常な御功績のある先生ですね。そういうことが教場でもやはり窺われた。自分らはぼつぼつ引退していいのだ、孫田、岩田、本間その他若手の教授連中がそのうち歸つて来るから、これからいいよというようなことを



牧野英一先生

言つておられました。あれは豫科三年のときじゃないかと思うのですが、何をやつていたかな、法學通論は中村進午さんから……民法を豫科でやつたのだ。

大平 民法總論を豫科で大正十年頃からやつてゐる。

松本 私が大學に入る前に孫田さんなんかもお歸りになつたんだ。

田上 三瀨先生は本間先生と孫田先生を自分の弟子のように言つておられましたね。

田中(誠) 商大に世話されたのはおそらく三瀨先生だつたんじゃないですか。

田上 私が初めて商大に参りますときに、とにかく本間、孫田と二人があそこでやつてゐるからということをしきりに言つておられました。御自分の弟子を入れていふというふうな口吻でございました。何か特別に先生と三瀨先生と御關係があるんじゃないかというふうに私は考えておりました。

町田 孫田さんはよく三瀨さんの家へ行つておられました。

人氣のあつた牧野先生の講義

田中(誠) では牧野英一先生について商大との關係でお伺いしたいと思うのですが、近時法律思潮というのは東大ではやつておられなかつた講義で、商大だけでやつておられた。牧野先生は聴講者が多く、自分の説が商大に進展して、經濟、商業の方

の人にまで影響を及ぼしたということが得意なようでしたね。

松本 それは事實でしたね。あれは大正十二年、大學一年のときですが、われわれ法律學に興味を持った最初でしたが、非常な人氣で、法律を専攻する者もしない者もほとんど全部講堂滿員で、またお話がお上手だし、一番楽しい講義の一つでした。美濃部先生とまた違つた型で、流暢でした。

町田 短かく筆記させる、それからあとはペラ／＼と話が出て、おもしろかつた。

松本 三浦新七先生と好一對でした。學科は違ふけれども、やはりあのとき福田徳三先生と牧野先生の講義が一番人氣があつたのですかね。

田中(誠) 二人ちよつと態度が似ていますね。非常に廣くて、ああいう皆の興味のあるやうな問題をとらえて話されることが非常に上手で……。

松本 私は刑法を聞いたのですが、いくら調子は違ひますけれども、これはまた御親切に試験を受ける者なんかにとつては非常に都合のいいように終いにまとめて急

一橋論叢 第二十四卷 第四號

所をずつと言つてくださる。

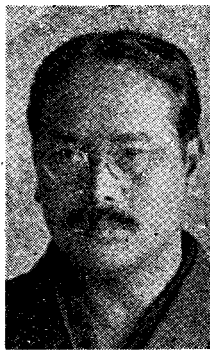
久保 私のときは刑法は草野先生でした。

松本 二人でお持ちでしたでしょう。

大平 各論と總論か。

松本 そう。總論を草野さんがやつて、各論を牧野さんがやつた。

大平 牧野さんはよく年度の初めに開講



米田 實先生

の辭というのをやられましたね。それは東大でやつて、それから商大でやつて、それから法學志林に載るとのことでした。

田上 そうしてあれが叢書になる。(笑)

田中(誠) とにかく牧野先生というのは東大では非常に怖くて、點も辛いのでは有名だが、商大ではやさしくて信望のある先生

ということになっていて、非常に人氣があるのだね。

大平 美濃部さんと同じように人氣があつたばかりでなく、美濃部さんの考え方と牧野さんの考え方が一橋法學の中に融け込んでいたという感じがするね。つまりあいう自由主義的な理論や進歩的態度が、商大に肌合が合つたんじゃないかな。

外交史の米田、林、根岸

田中(誠) では次に外交史の講師を長いことやられた米田實先生について大平君から……。

大平 先生は東大出でなくて、アメリカに渡つてオレゴン大學、カリフォルニア大學などで勉強されたので、商大に關係せられたのは大正十二年から昭和十年までで、昭和十年に長男が亡くなられたためにがっかりしておやめになつた。その間商大の外交史を擔當されたのですが、その前に林毅

陸さんが外交史を擔當され、また米田さんのあとを神川彦松さんが擔當されたのですが、米田さんは明治大學にも關係されました

たけれども、商大に關係することを非常に誇りとして講義されたと思う。先生の著書には「世界最近の外交」と「現代外交講話」という本が二冊ありますけれども、講義もヴェルサイユ會議前後が得意中の得意だつたと思うのです。非常に博覽強記の先生で、外國の經濟事情を少しづつ繰込んで外交政策を説かれたという點にユニークな特色があつたと思います。博覽強記の點においては右に出る者がいない。時事問題については新聞などに書かれるけれども、講義でぜひ今度の事件について話してくれといつても、決してそういうことをしないで、ずつと順序を追うて講義をされて、餘談をされなかつた。

松本 講義は地味だつたでしょう。僕は講義はとらず、とき／＼のぞきに行つた。

大平 あの當時東洋外交史は根岸さんがやられておつて、商大の外交史の講義は非常によかつた。これから大いにしつかりした後繼者を養成しなければならぬと思つていたのですけれども……。

久保 その前の林さんの講義はなか／＼

おもしろかったですよ。

大平 林さんは非常に頭がいたために林家の養子になつてあれだけの大家になつた。

久保 そうだ、高松の人で養子に行つたということを書きましたね。

大平 あれは久留米の人で、勝海舟に拾われて洋行したのですが、國土的なところ



岩田 新先生

があつた。

久保 林さんは講義が流暢だった。議會でやる演説みたいなところが出て來てね。

大平 林さんは確かに人物だったね。

個性の強かつた岩田博士

田中(誠) では次に岩田、本間、孫田の三教授ですが、今はやめられたけれども、

一橋法學の七十五年

これらの諸教授はいろ／＼影響を及ぼしてゐることが大きいだろうと思うのです。

吉永 岩田先生は、御承知の通り非常に剛直な方で、學問の間違ひがあるとだれかれの容赦なくやつつけられる。私も似たいな習いたての者に對しても、ちよつと間違ひますとえらく怒られまして、そんなに怒らなくてもいいじゃないかと思うくらい強く叱られたことがあります。先生は講義をよく休まれたのですが、先生の持論に従いますと、休んだ理由は、自分が講義をするのと圖書館に引籠つて本を読み稿を書くのとつちも國家に奉公する上においては同じである、そういうくつを通された。病氣その他休講の時間が非常に多かつた。講義は梅先生とか富井先生、それから穂積先生はあまり出ませんで、あと川名先生、そういう民法の起草者を中心にした講義という感じが強いくらいで、理論のところになると、ドグマティックで、先生自身は、自分分は過去の萬巻の本を読んでそれで理論が支えられている、そういう自信たっぷりな非常に氣の強い講義でありました。先ほど

の山口先生と反對にたいへん筆が早くて、先生に聞きますと、最初の債權法概論はたしか一晩でできたという話で、學生が講義要綱をとり來たので、待たしておいて、ちよつと待つてろ、書くからというので、翌日明け方までに全部書き終えた。先生の口から聞いたから間違ひないと思うのです。それから日本民法史もそのような例で、三日か四日で仕上げてしまつたということを書きました。それから私どものときはちよつと信託法について新しい説をお考へになつて、これについて非常によく英法を勉強されて發表されたところ、たしか東大の河合さんですか、非常に賛成するような批評がありまして、先生も大いに喜んでおりました。そして信託法の研究を進めてみたいということもおつしやつたように思つております。なおたいへん氣が強いもので、それから「債權法新論」について我妻さんが法協である意味で酷評されたのですが、それを非常に氣にやんでおられまして、自分の昭和民法學は餘程勉強しないと分り難いものであるから、お前たち一生懸命勉強

一橋論叢 第二十四卷 第四號

するように、ということを繰返して云つて居ました。

大平 商大法律學ということを強調されたのは岩田さんでしょうね。

田中(誠) ある意味において必要以上に強調された面もあるようだけれども、むしろ東大に對抗して商大法律學をつくつて、それと同等以上に守り立てて行こうというようなことを始終考えておられるようでした。

大平 筆は早かつたようだけれども、非常に本をつくるのに苦心されて、生みの苦しみというか、三日も四日も筆をとらないで考えておつたところもあるんですね。それからもしろのは、先生は寄席へ行つて、寄席で話の調子を研究されて、いかにして小さな話の種からそれを伸ばして行くかというので、話し方はおもしろかつたね。

田中(誠) 話はうまかつたですね。

大平 そうして講義にはいつも三十分くらい遅れて来る。ひよつとすると一時間くらい遅れて来るのですが、なぜ遅れたかと

いう話をまた三十分くらい。(笑聲) そうして終りの二十分くらいでパツパツとやつてしまふ。そういうところがありました。

田中(誠) どうも書かれた本が、民法總論とか債權法概論もちよつとむつかしかつたですね。ことに日本民法總論というのは非常にむずかしくて、私が鳩山、穂積兩先生に習つた頭でよむと非常にむつかしかつた。直接話を伺えばわかるのだけれども、書かれるとむつかしくなるんですね。

とにかく非常に熱心な人で、そのために大平、吉永君のような人がその門下から出て、非常に熱心に商大法學のために盡しておられるということになつたので、岩田先生も商大との關係は必ずしも萬事うまく行つたわけではなかつたけれども、その點では冥してしかるべしというような點もあるんじゃないかと思うのです。

大平 昭和二十二年十月三日に亡くなられましたけれども、それより一ヶ月あとで追悼會を中央大學でやりましたときに、わざわざ「皆様おいでになつて、その中で、上原學長が出て、非常に懇篤な弔辭を讀んで

くださつたので、非常に感謝しておるのです。

田中(誠) 教授の中では一番はつきりと自分の考えを言う人でした。その意思がイエスノーかということがはつきりしていたので、話はしよい人だし、怒られてもあとまで残らない人でした。

行政手腕家の本間先生

田中(誠) 次に本間さんについてはいかがですか。

松本 本間先生に習つたのは豫科で民法でしたが、地方裁判所の判事で講師で見ておつて、まだ教授になれない前でした。その後洋行されてお歸りになつてから教授になられた。その後本間先生には僕は御縁が深くて、この間事務總長をおやめになるまで何かとお世話になつたり、いろいろ會つております。

大平 最高裁判所長官の三淵さんが、東京控訴院の裁判長をやつているときに陪席判事でした。そういう關係があつて、非常に親しかつたのですけれども、三淵さん

は絶賛しておりますね。本間さんがしつかりしているというので……。學者で實際家になれる人はあまりないが、本間は辯護士をやつても向くだろうと。

田中(誠) 實際家として非常に向くところがあるですね。學者としても頭がいい人だし、その方面でも進まれる道があつたと思うけれども、學校の方でも皆からい



本間喜一先生

いる頼まれて、行政方面にあまり深く入り過ぎられた面もあつたのではないかと思うくらい、非常に行政の方面では切れますね。人と話をしていてその真意を見抜かれる。要するに人を相手にする仕事を扱うのに適任の面があつたのですね。

大平 また現行法の解釋でもしつかりしたものですな。

一稿法學の七十五年

吉永 目的論的解釋を私どものときに強調されました、今から言うときも前にもしませんが、手形法においても商法總則においても非常に目的論的解釋を強調されました。それから商法の概念意義のところ

で、私も習つたときにはいろいろ商法の説を批評されて、最後に故増地教授の經營という概念を持つて來て中心概念とするという説を私どものときに唱えておられたので、現在は商法經營説がどうなつたか先生に伺いたいと思つています。あるいは企業法と一緒になつたのか、その點はまだ存じません。それから、講義の途中非常に皮肉を言われまして、それも考えないとわからないような皮肉をとき／＼飛ばされる。

田中(誠) 非常に皮肉な人でしたな。

松本 今度愛知大學の學長でしたか、從來の關係でどうしてもいらつしやつたのだそうですね。最高裁判所の事務總長が最も適任で、評判も非常によかつたのですが、辯護士になられた當時、辯護士生活はあまり板におつきにならなかつた。やはり學長

とかああいう事務總長とかが適任なんでしょうね。やはり教育から離れられない人でしょう。

大平 同文書院の學長としても、あのとき上海に行つた連中がお世話になつておりますけれども、よかつたですね。

植松 愛知大學を知つてゐる者に二、三聞いたですが、非常に評判がいいのです。今度學長になれる前、本間さんでなくてはどうしても夜も日も明けぬというので、一時事務總長のまま兼任だつた。

田中(誠) 非常に體がいいのでしようね。自分のところは人が始終來るし、子供がいるから、十二時ころまで勉強ができないので、深夜の三時ころまで起きてやる、そういうことが續く間自分は勉強するのだということをおられた。ああいう人だから、人が來ると會わないでいるというわけにもいかず、從つて勉強の時間は深夜にやつておられたようですね。

吉永 質問すると非常に親切に教えてくれました。電車の中でも聞きますと、六法全書を攜げて電車が市ヶ谷に着くまで教わ

つたこともありました。

松本 人間的には非常にりっぱな親切な方ですね。教育家としてはほんとうにいい方だ。

労働法の先覺者、孫田秀春

田中(誠) では孫田教授について、吾妻さんから一つ……。



孫田秀春先生

吾妻 私は實際孫田先生に教室でお習いしたわけではなく、ことに古いことは知りませんので、昭和五年に商大へ来てから御厄介になりました。何といつても孫田先生は労働法の草分けで、その當初の事情はただ先生から伺つて知つていただけですが、今にして思いますと、當時からだん／＼労働法というものが眺まれるような傾向にな

つて來たのではないかと思つております。というのは、最初私が先生のゼミナールへいつから出たかはつきり記憶しないのですけれども、先生のゼミナールへ出だしてからはあまり労働法をやらなかつたように思います。ほとんど民法専門で、労働法のことについては先生に手をとつて私は教えていただけなかつた。非常に残念に思つてい

るのです。

言承 私どものときは商事法令でした。

大平 社會法制とも言つたですね。

吾妻 最初労働法というのがあつたのではないですか。

大平 労働法はあつたのです。昭和六年ごろまであつた。

田中(誠) 昭和九年より社會法制になつたと書いてある。

言承 私が昭和七年、八年に聞きました。商事法令といふ科目でした。

吾妻 先生が最初講義をされたのは大正十三年となつておりますね。

町田 震災の年に歸つて來られた。

吾妻 大正九年に向うに行かれたらしい

のですね。當時のことをこの間労働と労働法という雑誌にちよつと書いておられますが、先生から最初聞いたのは、先生が無過失損害賠償論か何かをスイスで研究されようと思つて行かれたところが、ちょうど末弘さんにぶつかつて、末弘さんからひとつ労働法をやれということを言われたということとを聞いたように思つたのですけれども、労働と労働法という雑誌に書かれているところでは、末弘先生が孫田先生に向うで會つて、何を研究するつもりかと聞かれたので、孫田先生は雇傭契約を研究するつもりだと言われた。そうすると末弘先生が非常に賛成だと言つて、いろ／＼指示されたのだが、そのときすでに末弘先生の胸中に労働法をやるうという氣があつたが、そのことを先生は隠して言われなかつた。ただ遠まわしにこういうことをやつたらどうか、どうも雇傭契約というのは狭過ぎるじやないかというような話で、労働法ということとは直接口にされなかつたらしいのですね。ところが末弘先生が歸られてから、先生が向うで日本の新聞を見られたら、末弘先生

は大正九年か十年、最初に東大で労働法の講義を始めた。そのときに満堂學生が溢れて、窓から飛込んだというようなことが書いてあつた。そのとき末弘さんにしてやられた、先生も人が悪い、今までバチントにして隠していたと、労働と労働法に書いておられる。

その當時ちょうど第一次世界大戦後で、法律學が社會學的方向へ移る過渡期だつたと思うのです。そこでそういうことも先生の研究に響いて、まず雇傭契約というようなところからだん／＼労働法の方へ入つて行かれた。ところが末弘先生からはカスケル流の労働法學をやるより社會學的な労働法をやつたらどうかということを盛んに言われた。しかし孫田先生はどうも踏み切れなかつた。そうしてカスケル流の、人によつては悪口を言う人もありますけれども、ああいうオーソドックスの労働法を始められた。ところが、私に言わせると、孫田先生はああいう非常に器用な方ですから、感覺的にそういう新しい法律學の方向をやるといふ氣持でおられたらしいです。

が、御承知のように末弘先生は體系というものをつくらないで來られた。そういう意味から言つて、何といつても孫田先生が日本の労働法學に形を與えられたということには非常に大きな功績ではないか。その後菊池、津曲、後藤というような人が出ていまして、體系という点からいふと先生を一步踏出したところまで行かないじやないかと考えるのです。

先生の人のなりについては、私はどつちかといふと非常にスマートな學風じやないかと思ひます。概念法學というようになことを言つてのしる人もあるけれども、實はそうじやないので、先生の労働法學というのは非常に器用なもので、カスケル流ではありますけれども、ドイツ的な労働法の理論を巧みに攝取されてああいう一つの體系にまで構成された。あとで先生個人の講義感想というようになことにについては皆様の方からお話が出ると思ひますが、先生が商大の勞團氣を通してああいう労働法學へ入られた、——一つには第一次世界大戦の影響もあつたでしょうけれども、一つには商大

のこういつた自主的な社會科學の總合大學的な勞團氣の中から孫田先生の労働法は生れた。それをもう一步踏越えることができかどうかということがこれからの私どもの問題だと思ふのです。

町田 私も講義は聞かないので、私が卒業のときにまだ孫田先生は歸つておられなくて、あと二、三ヶ月すれば歸つて來られるといふことでした。三浦先生のところには、孫田さんから、歸つたら労働法をやりたい、というような通信があつたののだらうと思ひますが、三浦先生から、今度孫田さんが労働法を向うで勉強して來られる、労働法をやる以上は、私法とか公法とかいふ中に入らないで、兩方に跨がつた新しい領域を考へておられるに違ひない、そういう點からいつて孫田さんを先生にして勉強したら非常に得るところがあるだらうといふことを伺つたのです。孫田先生は震災の少し前に歸つて來られた。ですから、今の末弘さんの話を向うで聞かれて、學校の方には通信があつただらうと思ふのです。

大平 孫田さんの一つの功績は、ギルケ

一橋論叢 第二十四卷 第四號

文庫を買うことに貢献されたことでしょ
う。金子鷹之助さんと一緒に、いい文庫を
買おうじゃないか、と相談されておつたこ
ろが、オット・フォン・ギルケが死んだ。
彼の蔵書がいいということをかね／＼聞いて
おられたので、新聞をみると早速本屋を
通じて連絡した。ところが遺族の方では直
接交渉でなければ賣らぬ、こういう話にな



乾 政彦先生

つて、直接交渉を始めて、同時にギルケ文
庫があるかどうかということを経東へ電信
され、三浦さんから早速買おうと返事がき、
ギルケ文庫が商大に買われたのです。これ
は先生が非常に得意になつて話をされるわ
けですね。岩田さんに聞きますと、自分も
協力したということを言つていらつしやつ
たけれども、その後ギルケ文庫の整理は岩

田さんが非常に丹念にやられてまして、目録
も残つております。

田中(誠) その下働きは僕もさせられ
た。村松恒一郎君と僕がやつた。

大平 私も校正は手傳いました。

松本 孫田先生の第一回のゼミナールの
卒業者は宮崎一雄君と安居喜造君でしよ
う。第一回に二人出て、二人とも銀行屋さ
んです。宮崎君というのは勸業銀行の營
業部長で、これは勸業では一番の理論家で
……。

町田 卒業してから三年までにヌスバウ
ムの本を譯した。

松本 ヌスバウムの「獨逸抵當制度論」
として昭和七年出版しています。安居君は帝
國銀行の經理部長。労働法を専攻して銀行
屋さんになつたと、この間も笑つたのです
がね。

乾政彦先生のこと

板垣 かなり舊くから、乾政彦先生が學
校におられたのですが、乾先生のことにつ
いてお話いただけませんか。

加藤 乾君は、明治三十三年東大卒業で、
松本蒸治君と同年ですが、本來は辯護士と
して立つた人ですね。東京辯護士會の會長
もされました。

田中(誠) この専任教授を十年くらい
勤められた。東京大學の方は民法の講師と
して行つておられて、鳩山、穂積先生が行
かれた留守講義をしておられて、法學協會
雜誌にも民法第百九十二條論というような
ものが載つております。たしか田中耕太郎
さんのクラスはみな乾先生に習つたクラス
ですね。

大平 商大では加藤由作さんなどが講義
を開かれたようですね。

今後に期待される英米法

田中(誠) 時間がありませんので、この
位にして。次に一橋法學のあり方、あるい
は希望というようなことを伺いたいと思ひ
ます。今度大いに發展しなくてはならぬ方
面として、英米法が一番問題になるだろう
と思うので、田中和夫君にひとつ何かお話
願いたいのですが、神戸商大では御承知の

通り田中保太郎君がおられて、商科大學においては珍しいくらいあそこで英米法が發達したわけですね。

田中(和) 今まで英米法と言いますと、専門の先生は東大だけにおられたわけで、京都には宮本先生がおられたけれども、やめられました。それ以外では神戸の田中保太郎さんが英米法の教授をしておられまして、神戸では相當英米法の本が揃っているわけでございます。私はこちらにもその程度あるものかと思つて來ましたところ、一九二〇年代までの本は相當揃つていますが、その後が缺けているわけで、私自身の勉強のためは別といたしまして、これから、英米法のゼミナールをやる場合に、學生が使用するのに困ると思ひますので、今までのところではできるだけ基礎的のものを集めたいと思つております。幸い一橋ファンドの關係なんかで相當皆様の御盡力で集まりそうなものですから、あと一年くらい経てば一通り勉強して行けるんじゃないかと思ひます。商大といたしまして今までは商法の部門とか、そういう個々の問題に

ついては田中さん初め皆様それ、英米法を勉強しておられまして、ゼミナールなんかでも大いにおやりになつたようでございますけれども、とにかく専任の者として來ました以上、できるだけ講義では基礎的な點を學生に教えまして、私のゼミナールで特別な問題をやつて行きたいと考えている次第であります。英米法ではこれから商事法が一番重要になるうかと思ひますけれども、その點はむしろ商法の方が主としておやりになられ、私はなるべく一般的な基礎的なものをやつて行きたいと思つております。

吉永 村上秀三郎さんがコマシャル・ローという講座の下に英國會社法という講義をされたときいています。

田中(誠) 隨意科目ということはあるたが、今まで英米法という講義ではなかつたでしょうね。山口先生などが比較法というやうな意味である部分やられたこともあつたかもしれませんけれども……。ですからその點が神戸商大に對して今までこちらの非常な弱點だつたわけで、ほかの點ではこ

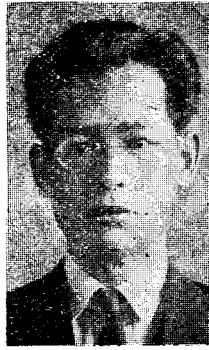
ちらも神戸に負けただけのものはあつたわけですが、どうも英米法だけは田中保太郎君というやうな専門家がいられて、かつ非常に學校として力を注いでいたものですから、神戸にすつかり壓倒されまして、こちらはまたドイツ法出身の方が多かつたので。私は實は英法出身ですけれども、不勉強で、英米法の本を集めることを怠つたものですから、今のやうな不備なことにになりましたが、田中和夫教授が來られてから非常にその點がよくなつて、りつばな英米法の資料が揃うようになりそうで、まことに喜んでゐる次第です。そのほか植松さんもひとつ何か……。

植松 格別申し上げることもないのですが、先ほどから諸先輩ことに岩田先生のお話がありまして、商科大學というものを非常に愛して、そうしてりつばなものをしよつとされたということを伺いましたが、私、新任の者としてやはりその先例にならつてできることはやつて行きたい、そういう氣分で、一橋大學の法學部というものを他の經濟學部や商學部等のりつばな業績に追い

つくという形に、諸先輩の驥尾に附してやつて行きたいと思っております。

法學教育をいかに 振興さすべきか

板垣 自然に商業や經濟が中心になつて
いる一橋で、特に法學教育を盛んにするに
はどうしたらいいかということですね。



米谷隆三先生

町田 學生の間にそういう雰囲気をつくる
ことが大事です。今小生がそういう雰囲気
をつくれという學生の運動があるのです
がね。それを皆で助長してやつたらいいと
思うのです。

田中(誠) それは一橋法學會のことです
か。

町田 たいへん熱心です。私らのゼミナ

ールのものも……。

大平 岩田さんの「法律のできる商學
士」というお話が出たけれども、今度初め
て一橋から法學士が出るので、法學士とし
て立つ以上は法律ができなければいけない
という氣が學生の方にも湧いて來ると思
うんだ。

町田 一部にそういう氣が湧きつつあ
る。それを皆で助けてやる。

田中(誠) 蓼沼君や市原君らの若い方
人はどう考えますか。

蓼沼 自身の經驗を申しますと、豫科
のときには法律はやらないで、むしろ哲學
とか經濟學などをやつていて、學部へ入つ
てから法律をやりましたが、今になつてみ
れば、それが非常に有益であつたと考えて
おります。特に法學の方で法社會學的な方
法論が流行みたいと言われているのです
が、實際に法社會學というものがどうい
う體系を築き上げるか、これはいまだに未完
成で、これからの課題だろうと思うのです
が、そういうときに經濟學、特に社會經濟
史といった方面の素養という知識を持つ

ている者がタッチするということが今後の
法學の展開に一つの大きな役割を果して行
くんじやないか。ですから、前期のときに
はそういうこまかい法律の條文の解釋とか
いうことはやらないで、この間一橋法學會
へ行きましたら、司法科試験の準備をする
というような空氣があるということを知
てがっかりしたのですが、そんなことより
も、廣い社會科學の基礎をなすような勉強
をやつて行つた方がいんじゃないかとい
う氣がしております。

市原 私も蓼沼君と大體同じような氣持
なんです。今まで諸先生方がお話になつ
たように、一橋法學というものが何か東大
とは特異な特色のある傳統をもつて生れて
來たとするならば、この一橋大學に今度法
學部ができたということによつて、これか
ら東大と同じような法學部で行くとしたな
らば、一橋法學の從來の傳統も失われて行
くであらうし、また東大と對抗して行くだ
けの力も從來缺けておつた。そういう點で
われわれはもつとユニークな、どこへ持つ
て行つても何か東大と變つた從來の傳統を

やはり牧野先生のように縦横無盡に興味深

一橋法學の七十五年



常盤敏太先生

踏んだ法學をつくり上げて行きたい。そのためには藤沼さんが言つたように前期において特に法學だけをやつて行くよりも、もう少し社會學的な勉強を——經濟學部あるいは商學部と同様な立場で社會科學を勉強するといふのではなくて、そこに法學的な考え方を入れてやつて行くようにしたい。いんじやないかと考えております。

細谷 兩君の言われる様に、法現象を社會經濟的根柢から見るといつた方向に特色を求めてゆくことには、全く同感です。それから我田引水めきますが、國際關係論や外交史の如き國際的方面の學問の研究を一橋に盛んにしたいものですね。

松本 一橋法學の具體的振興策として、
吉永 私ども習つた先生の中では、何といつても一橋の法學は一橋出でなければいけない、人の問題を考へて、早く法律學のできる人をこの大學から出したい、これが岩田先生とか三淵先生の願望であつたように思いますが、その次になると人の問題ではなくて、もう少し方法論の上での特色を出したい、この方法論的特色で商大法學を學問として確立してみよう、この一つの現われとして一橋論叢の一卷の五號ですか、田中誠二先生の「商法學の近時の傾向と商大法學の地位」というのが劃期的な論文で、あそこでは人の問題よりむしろ一橋法學の方法論の確立というところに向つておられる。これがこの講義の歴史で見られるように、ことに商法については經濟學的なあるいは商學的な知識をとり入れて行くといふことで、これを社會學的と言へると思ひますが、その場合に、今後一橋法學科が分離獨立するとすれば、從來の方法論的な立場を進める一方、各學部ともある意味の連繫を考へなければなりません、そういう各學部とたえず連繫を保ちながら、法學としての獨特の學派を生み出して行く。言わば方法論から次に法學のシェーレの確立の方に向つての流れが出て來やしないか。ことに今までの傳統とか歴史を見ますと、何かそこに方法論から出發して一つの學派に至る傾向があつてもいいんじやないかという氣がします。又米谷氏の制度法學、常盤氏の信義誠實の原則等もこの意味で注目するべきものと考えます。

大平 實際、吉永君がいう通り、獨自の方法論的特色を出して、商大法學をうちたてようと努力した人としては、なんとい

獨自の方法論的立場を確立せよ
く法律論をやられる先生も講師にお迎えして學生の法學に對する興味を呼ぶということは非常にいいんじやないかと思うのです。それにもう一つばな先生方が揃つておられるのですから、結局講義の内容と先生方によつて充實して行く、諸先生に論文なり著書をどん／＼發表していただくということも非常に學生を引きつけて行くんじやないかと思うのです。

一橋論叢 第二十四卷 第四號

つても、常盤さんや米谷さんの意気込みは大したものでしたよ。法学部の新發足に際して、兩氏のおられないのは一橋として大損失で、ほんとうに残念だ。

板垣 さつきの若い諸君の話はこれからの法学部の發展に非常に重大な點を示唆していると思うのです。私も大いに賛成ですが、ただその場合に法律思想的なものを法学通論の中にたくさんとり入れて、法学に興味を持たせるようにするという場合に、これを下手にするとそれから哲學に行き、つまり法律哲學ばかりやつて、法律技術の方をあまり勉強しないというようなことになるおそれもあると思うのですが、その點はどういうふうに思いますか。

市原 私たち非常に人數が少いので、ほかの大學との交流——今盛んに商大法學、一橋法學ということが言われておりますけれども、それはこれからわれわれ勉強して行つておのずからにじみ出て来るもので、初めから一橋法學は獨自だというような唯我獨尊的な立場でなく、ほかの大學との交流というようなもの——特に私たち助研會

などに出ておりましたも、全然共通のテーマは見出し得ない。東大などですと人數が多いので、若い人たちだけで話し合う機会もすぐできるわけですが、商大の場合ですとそういうのがないので、その點若い人たちだけで切磋琢磨の機会に缺ける心配がいつもあるのです。

田中(誠) 松本さん、技術的な法律も相當やつてもらいたいでございましょう。

松本 ぜひやつてもらいたいですね。

田中(誠) 専門の辯護士や裁判官になる人があまり出ないということも困るんじゃないですか。

松本 終戦後御承知のように辯護士の地位も非常に向上しかけておりますし、辯護士などにはことにどん／＼なつていただきたいと思うのですが、それにはやはりある程度技術的に叩き込まなければいけないと思うのです。

市原 私は法哲學から入つたという経験を持つているので言うわけでもないのですが、少くとも前期の二年であまりテクニカルなものに入るのは今のところ早いような

感じがする。それは後期になつても間に合ふんじゃないか。

板垣 兩方の要求をどういう風に調和させるかが今後の研究問題だ。

蓼沼 それから植松先生もいらつしやいましたし、法學全部の各専門の教授がお見えになつて、そこで毎月一回法學研究會をやつておりますけれども、それをもう少し時間を延していただいて、その前でも後でも判例研究會みたいなものをやるといふ企画はどうでございましょうか。

松本 僕は教授仲間でおやりになることはもちろん必要だと思つていますが、學生は判例研究なんか必要はないと思う。基礎知識がないから、やつてもしょうがないと思う。

吉永 判例研究というのはこの學校ではあまり好まなかつた。というのはある教授の説に従えば、判例は偶然的だし、ああいうものよりもつと大きなことをやつた方がいいんじゃないかというので……。

市原 行政法をやつても憲法をやつても、英米法が必要になつて来る。そうなつ

て來ると判例研究は相當必要があるんじゃないかという感じがするのですが、私ども田上先生の研究會だけに出ているのではなくて、田中和夫先生の研究會にも出たい思っているのですが、やはり學生ばかりで、學生といつてもこの際われわれと同じくらいの研究をしている方が田中和夫先生のゼミナールにいるというふうになれば非常に便利だと思うのですが、そういう點でどうもまだ人數の關係かもしれません……。

田中(誠) それもあるし、ここへ残つてやろうという人が少いわけですね。どうもほかの實業界へ行く方が給與が大分違ふものですから、そういうこともあると思う。人があれば殖やすこともできるだろうと思うのですが、そこがむつかしいので……。

傳統的學風を活かして

加藤 私は、一橋に法學部を設けるといふ以上は、やはり一橋らしく今までの傳統と結びつけて、法律學と經濟學なりと結びつけて特色を持つようにしたいかがかと

一橋法學の七十五年

思うのですが、中央大學なんか法學はまったく法律専門でやつておりますが、しかし一橋でやる以上は法律と經濟學を結びつけた方に重きを置いてやつた方がいいのではないかと。法律にしても經濟學と關係しているものが非常にある。たとえば海上保險などを見ても、むしろ法律六分、經濟の知識が四分くらいのもんです。また労働法なども經濟學と非常に結びついている。それから商法にしてもただ單に形式だけに行かずに經營の方面と結びつけて、會計學と結びつかなければならぬものなんです。そうして特色のあるものを出して行けば、それで行きながら、中に、自分は商科大學に入つたけれども、やつてみると法律が非常にうんと働こう、あるいはまた最高裁判所の裁判官にでもなろうというような氣分です。やる人も出て來るのではないかと。また最高裁判所で商科大學を出た人を採用するといふことは大いに必要なことがあるだろうと思ひます。單に純粹な法律學ばかりやつて、技術的な法律はよく知つていられるけれども、背景の經濟的知識がなかつたり、社會的な知識がなかつたりするような人が相當あるうけれども、最高裁判所などにはそういう一橋出の裁判官が必要ですね。そういう需要を満たすためにはやはり今までの經濟學、商學等と結びつけた法律學をやらせるように、時間の組合せとか、そこに重きを置いてやつて行つた方がよくはないかと。

松本 いいお言葉で、まったく同感ですね。

加藤 そのうちにおのずから好みによつて辯護士になろうとか、中にはまた塚田君のように政治家になろうというような人も出て來る。一橋出の政治家だつたらまた一種特色のある政治ができるので、特にそういう人が必要でありますから、やはり一橋の特色を持つたような法學部に仕立て上げて行つたらいかかと思ひます。

田中(誠) まだいろいろあると存じますが、加藤先生の御言葉を結論として、これくらいで。どうもありがとうございます。